

表－1 児童相談所が連携をとるべき機関と主な連携事項

関係機関	主な連携事項
①市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・相互の協力、通報等 ・児童相談所に対して、法第27条の措置を要する子ども、判定を要する子どもの送致 ・保育の実施等を要する子どもの通知 ・1歳6か月児及び3歳児に係る精神発達面における精密健康診査及び事後指導、障害児保育、心身障害児通園事業等 ・児童福祉に関する企画・広報等
②福祉事務所 (家庭児童相談室)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所から調査の委嘱、指導措置のための送致、福祉事務所の措置を要する子どもの報告、通知 ・児童相談所に対して、法第27条の措置を要する子ども、判定を要する子どもの送致 ・その他児童福祉に関する企画・広報、児童家庭に関する相談、指導等
③保健所 市町村保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所から一時保護・施設入所前の健康診断 ・保健、栄養上の指導の依頼 ・在宅重症心身障害児（者）等訪問指導、その他児童福祉に関する企画・広報
④児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所から調査の委嘱、指導措置 ・児童委員から要保護児童の通告、その他の協力
⑤児童家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・指導措置 ・児童家庭支援センターから要保護児童の通告
⑥知的障害者更生相談所 身体障害者更生相談所 発達障害者支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者、身体障害者の判定（療育手帳、15歳以上18歳未満の子どもの施設入所のための判定等） ・発達障害者に係る専門的な相談、助言、発達支援、就労支援等
⑦児童福祉施設、里親等 児童自立生活援助事業を行なう者	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの措置、措置中の相談援助活動、報告 ・措置の解除、停止、変更、在所期間延長に関する事項 ・退所した子どもの指導に関する事項 ・母子保護の実施、児童自立生活援助の実施に関する事項
⑧保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の実施に関する事項
⑨家庭裁判所	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所から送致、家事審判の申立て ・家庭裁判所から送致、調査嘱託、援助・協力依頼
⑩学校、教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・通告、相談、合同巡回相談、就学指導委員会
⑪警察	<ul style="list-style-type: none"> ・触法少年、ぐ犯少年の通告、棄児、被虐待児等要保護児童の通告 ・委託一時保護、少年補導、非行防止活動等
⑫医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・医学的治療の依頼、被虐待児の通告等
⑬婦人相談所	<ul style="list-style-type: none"> ・性非行を伴う女子の子ども等
⑭配偶者暴力相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待に係る通告 ・配偶者からの暴力の被害者の同伴児童等の一時保護
⑮民間団体	<ul style="list-style-type: none"> ・個別のケースにおける見守り的な支援など（地域の実情に応じた柔軟で多様な連携を図る）
⑯その他連携を保つべき機関	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の就職等 ・精神薄弱児（者）の判定等 ・思春期精神保健に関すること等 ・児童福祉を目的とする各種の事業に関する連絡・調整等
・その他少年鑑別所、少年サポートセンター、保護観察所、保護司、人権擁護委員、弁護士、いのちの電話、民間虐待防止団体、ボランティア団体、地域子ども会、母親クラブ等との連携	

表－1 児童相談所が連携をとるべき機関と主な連携事項

関係機関	主な連携事項
①市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・相互の協力、通報等 ・児童相談所に対して、法第27条の措置を要する子ども、判定を要する子どもの送致 ・保育の実施を要する子どもの通知 ・1歳6か月児及び3歳児に係る精神発達面における精密健康診査及び事後指導、障害児保育、心身障害児通園事業等 ・児童福祉に関する企画・広報等
②福祉事務所 (家庭児童相談室)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所から調査の委嘱、指導措置のための送致、福祉事務所の措置を要する子どもの報告、通知 ・児童相談所に対して、法第27条の措置を要する子ども、判定を要する子どもの送致 ・その他児童福祉に関する企画・広報、児童家庭に関する相談、指導等
③保健所 市町村保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所から一時保護・施設入所前の健康診断 ・保健、栄養上の指導の依頼 ・在宅重症心身障害児（者）等訪問指導、その他児童福祉に関する企画・広報
④児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所から調査の委嘱、指導措置 ・児童委員から要保護児童の通告、その他の協力
⑤児童家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・指導措置 ・児童家庭支援センターから要保護児童の通告
⑥知的障害者更生相談所 身体障害者更生相談所 発達障害者支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者、身体障害者の判定（療育手帳、15歳以上18歳未満の子どもの施設入所のための判定等） ・発達障害者に係る専門的な相談、助言、発達支援、就労支援等
⑦児童福祉施設、里親	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの措置、措置中の相談援助活動、報告 ・措置の解除、停止、変更、在所期間延長に関する事項 ・退所した子どもの指導に関する事項 ・母子生活支援施設入所措置、児童自立生活援助措置に関する事項
⑧保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の実施に関する事項
⑨家庭裁判所	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所から送致、家事審判の申立て ・家庭裁判所から送致、調査嘱託、援助・協力依頼
⑩学校、教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・通告、相談、合同巡回相談、就学指導委員会
⑪警察	<ul style="list-style-type: none"> ・触法少年、ぐ犯少年の通告、棄児、被虐待児等要保護児童の通告 ・委託一時保護、少年補導、非行防止活動等
⑫医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・医学的治療の依頼、被虐待児の通告等
⑬婦人相談所	<ul style="list-style-type: none"> ・性非行を伴う女子の子ども等
⑭配偶者暴力相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待に係る通告 ・配偶者からの暴力の被害者の同伴児童等の一時保護
⑮民間団体	<ul style="list-style-type: none"> ・個別のケースにおける見守り的な支援など（地域の実情に応じた柔軟で多様な連携を図る）
⑯その他連携を保つべき機関	<ul style="list-style-type: none"> ・公共職業安定所 ・地域障害者職業センター ・精神保健福祉センター ・社会福祉協議会 ・児童の就職等 ・精神薄弱児（者）の判定等 ・精神保健福祉センター ・思春期精神保健に関すること等 ・児童福祉を目的とする各種の事業に関する連絡・調整等
・その他少年鑑別所、少年サポートセンター、保護観察所、保護司、人権擁護委員、弁護士、いのちの電話、民間虐待防止団体、ボランティア団体、地域子ども会、母親クラブ等との連携	